

泉大津市と国立大学法人東京大学先端科学技術研究センターとの包括連携に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、泉大津市（以下、「甲」という。）と国立大学法人東京大学先端科学技術研究センター（以下、「乙」という。）が、甲の地域における課題解決に寄与する取組みの創出並びに、乙の研究推進等を図り、科学技術を尊重した相互の連携推進により、2025年日本国際博覧会に向けた取組の創出に向けて、新たな社会価値を創造し、市民サービスの向上及び地域社会の発展に結びつけることを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 地域の活性化に関すること
- (2) 学術の振興に関すること
- (3) 関係人口の創出に関すること
- (4) 相互のPRに関すること
- (5) その他、本協定の目的を実現するために必要なこと

2 甲と乙は、必要に応じ協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙協議の上決定する。

(期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了1か月前までに甲又は乙から相手方に対して書面により協定終了の申出を行わない限り、本協定は更に1年間更新し、以降も同様とする。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、第2条に掲げる事項の実施において、知り得た秘密情報を第三者に開示、提供又は漏洩せず、また本協定に基づく取組以外の目的に使用してはならない。ただし、相手方の事前による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

(疑義の決定)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和4年8月24日

甲 大阪府泉大津市東雲町9番12号
泉大津市 市長

南出 賢一

乙 東京都目黒区駒場四丁目6番1号
国立大学法人東京大学先端科学技術研究センター 所長

杉山 正和